

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
（當日が休き日は、
に当そ）

鳥取県規則第六十三号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中 第十二款 肢体不自由児施設（第六十四条—第六十六条）

第六十三条の三）を「第十二款 肢体不自由児施設（第六十四条—第六十

六条）」に改める。

第十一条児童家庭課の項第六号中「肢体不自由児養護施設、肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に改める。

第四十七条の二の表中

鳥取県立米子特別養護老人ホーム	米子市
鳥取県立智頭特別養護老人ホーム	八頭郡智頭町

に改める。

を

鳥取県立米子特別養護老人ホーム	米子市
鳥取県立智頭特別養護老人ホーム	八頭郡智頭町

第四章第三節第十一款の二を削る。

第四章第三節第十二款の款名中「肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に改める。

第六十四条中「肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に改め、同

昭和五十四年十月三十一日

鳥取県知事職務代理人者

鳥取県副知事 西 尾 次

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

規 則

- ◆規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- 規則の一部を改正する規則及び鳥取県地方機関等事務決裁
- 規則の一部を改正する規則
- 告 示 同和地区調査の実施

条の表中

鳥取県立鳥取療育園

鳥取市

鳥取県立皆生療育園

鳥取市

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改

正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十月三十一日

鳥取県副知事 西 邑 次

鳥取県規則第六十四号

鳥取市
米子市

に改める。

第六十五条中「肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に、「上肢、下肢」を「上肢、下肢」に改める。

五百六十六条第二項維持管理課の項中第五号を第六号とし、第四号を第

五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 都市公園の修繕に關すること。

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十一月鳥取県規則第五十

七号)の一部を次のように改正する。

別表第三消防防災課の項部長専決事項の欄第八号四中「工事等の許可」の下に「(設備の変更の工事の許可を除く。)」を加える。

別表第三消防防災課の項課長専決事項の欄第十号中(元を)(とし、(と)から(と)までを)一括つ繰り下げ、(と)の次に次のように加える。

(1) 第十四条第一項の規定による設備の変更の工事の許可

別表第三土地対策課の項部長専決事項の欄第四号を次のように改める。

に改める。

この規則は、昭和五十四年十一月一日から施行する。

(1) 第十九条第九項第四号及び第三十八条の四第十三項第四号の規

(2) 第十九条第八項及び第三十八条の四第十一項の規定による宅地

の譲渡の認定

定による譲渡予定価額についての意見の決定

別表第三国民年金課の項部長専決事項の欄第一号を次のように改める。

(二) 年金積立金還元融資申請書の受理及び審査並びに年金積立金還元融資事業に係る諸報告（年金積立金還元融資事業の完了の報告を除く。）

別表第三国民年金課の項部長専決事項の欄第二号を次のように改める。

(二) 年金積立金還元融資事業の完了の報告

別表第三衛生課の項課長専決事項の欄第四号及び第五号を次のように改める。

(四) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十一条、第十三条、第十六条、第十八条、第二十二条、第二十四条及び第二十八条の規定による特定毒物の使用者又は実地の指導者の指定

(二) 第三十条第二号イの規定による燻蒸作業の場所の指定

五 削除

(八) 第二十八条第二項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求等

別表第三環境保全課の項部長専決事項の欄第三号を次のように改める。

(三) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置等の届出の受理（地方機関等決裁規則別表第二保健所長の項第六十四号（一）

の規定により保健所長に委任された事務を除く。）

(二) 第八条第二項の規定による一般廃棄物処理施設の設置等の届出に係る計画の変更等の命令

(三) 第八条第五項の規定による一般廃棄物処理施設の改善等の命令（地方機関等決裁規則別表第二保健所長の項第六十四号（二）の規定により保健所長に委任された事務を除く。）

(四) 第十一条第一項の規定による産業廃棄物に関する処理計画の決定

(五) 第十二条第三項の規定による産業廃棄物の運搬等の方法の変更等の措置の命令

(六) 第十四条第一項の規定による産業廃棄物処理業の許可

(七) 第十四条第五項の規定による産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可

(八) 第十四条第八項において準用する同法第七条第十一項の規定による産業廃棄物処理業の許可の取消し等の命令

(九) 第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置等の届出に係る変更等の命令

(十) 第十五条第四項の規定による産業廃棄物処理施設の改善等の命令

(十一) 第十九条の「第一項の規定による措置の命令

別表第三環境保全課の項部長専決事項の欄第五号（一）及び（二）中「和解の仲介等」を「あつせん等」に改め、同欄第七号（二）中「ばい煙発生施設」を「ばい煙関係特定施設」に改め、同号（七）中「命令」を「要請」に改める。

別表第三造林課の項部長専決事項の欄第七号を次のように改める。

七 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第一条ノ二第一項の規定による鳥獣保護事業計画の樹立
- (二) 第一条ノ四第三項の規定による狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限
- (三) 第七条第一項の規定による狩猟免許試験の実施
- (四) 第七条ノ二第一項の規定による狩猟免許試験の受験の停止又は合格の決定の取消し
- (五) 第七条ノ二第二項の規定による狩猟免許試験の受験の禁止
- (六) 第八条第一項の規定による狩猟免許の取消し
- (七) 第八条第二項の規定による狩猟免許の全部又は一部の取消し又は効力の停止
- (八) 第八条ノ四の規定による狩猟者の数の制限
- (九) 第八条ノ八第一項の規定による鳥獣保護区の設定
- (十) 第八条ノ八第三項の規定による特別保護地区の指定
- (十一) 第八条ノ八第五項の規定による水面の埋立て等の許可
- (十二) 第八条ノ八第八項の規定による行為の中止等の命令
- (十三) 第八条ノ八第十項の規定による損失補償の額の決定
- (十四) 第九条の規定による休猟区の設定
- (十五) 第十条の規定による銃猟禁止区域又は銃猟制限区域の設定
- (十六) 第十四条第九項の規定による猟区の維持管理に関する事務の委託
- 別表第三造林課の項課長専決事項の欄第五号を次のように改める。
- 五 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条ノ三の規定による狩猟者の登録（県外に住所を有する者に係る登録に限る。この号の(二)において同じ。）

(二) 第八条ノ五の規定による狩猟者の登録の抹消

(三) 第八条ノ六の規定による都道府県知事に対する通知

(四) 第十三条ノ二「ただし書の規定によるキジ類又はヤマドリの販売の許可

(五) 第二十条ノ三の規定による猟区設定者等からの報告の徴収

(六) 第二十条ノ四の規定による司法警察員としての職務を行う者の指名

(七) 第二十条ノ五の規定による鳥獣保護員の設置

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

- 三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第五条第二項の規定による公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可
- (二) 第五条の二第一項の規定による兼用工作物の管理の方法の協議
- (三) 第五条の二第二項の規定による兼用工作物の管理の方法の協議の内容の公示
- (四) 第十一条第一項又は第二項の規定による許可の取消し等の処分又は行為の中止等の措置の命令（地方機関等決裁規則別表第一倉吉土木出張所長の項第四号四の規定により倉吉土木出張所長に委任された事務を除く。）
- (五) 第十一条第三項の規定による聴聞の実施（地方機関等決裁規則

別表第二倉吉土木出張所長の項第四号(五)の規定により倉吉土木出張所長に委任された事務を除く。)

(六) 第十二条第二項の規定による損失の補償の協議

(七) 第十二条の六の規定による兼用工作物の管理に要する費用の負担の協議

四 鳥取県都市公園条例(昭和五十四年十月鳥取県条例第三十一号)第八条第二項又は第三項ただし書の規定による使用料の減免又は使用料の返還(地方機関等決裁規則別表第二倉吉土木出張所長の項第五号(二)又は(三)の規定により倉吉土木出張所長に委任された事務を除く。)別表第三都市計画課の項課長専決事項の欄中第二号の次に次の二号を加える。

三 都市公園法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十条第二項の規定による原状の回復等の場合の措置についての指示(地方機関等決裁規則別表第二倉吉土木出張所長の項第四号(三)の規定により倉吉土木出張所長に委任された事務を除く。)(二) 第十一条第四項の規定による措置の命令に係る相手方を確知できない場合の公告

四 鳥取県都市公園条例第五条の規定による都市公園の利用の禁止又是制限

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十一月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。
別表第二保健所長の項第六十四号(一)及び(二)を次のように改める。

(一) 第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置等の届出の受理のうちし尿浄化槽に係る設置の届出の受理
(二) 第八条第五項の規定による一般廃棄物処理施設の改善等の命令のうちし尿浄化槽に係る改善等の命令

別表第二地方農林振興局長の項第二十八号及び第二十九号を次のように改める。

二十八 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(一) 第七条ノ四第一項の規定による狩猟に関する適性検査の実施
(二) 第七条ノ四第三項の規定による講習の実施
(三) 第十一条第二項の規定による銃猟の承認
(四) 第十二条の規定による鳥獣の捕獲等の許可
(五) 第十三条の規定による飼養許可証の発行

二十九 削除

別表第二倉吉土木出張所長の項第三号の次に次の二号を加える。

四 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものはその内容の変更の許可

(一) 第六条第一項又は第三項の規定による都市公園の占用の許可又はその内容の変更の許可

(二) 第九条の規定による都市公園の占用のための協議

(三) 第十条第二項の規定による原状の回復等の場合の措置についての指示のうち占用の許可に係る指示

(四) 第十一条第一項又は第二項の規定による許可の取消し等の处分又は行為の中止等の措置の命令のうち占用の許可に係る処分又は

措置の命令

- (五) 第十一条第三項の規定による聽聞の実施のうちこの号の四の処分又は措置の命令に係る聽聞の実施
- 五 鳥取県都市公園条例（昭和五十四年十月鳥取県条例第三十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- 第三条第一項又は第二項の規定による都市公園における行為の許可又はその内容の変更の許可
 - 第八条第二項の規定による使用料の減免のうち占用の許可に係る使用料の減免（地方公共団体がする占用に係る使用料の減免に限る。）
 - 第八条第三項ただし書の規定による使用料の返還のうち占用の許可に係る使用料の返還
 - 第九条第一項又は第二項の規定による許可の取消し等の処分又は行為の中止等の措置の命令
 - 第十条の規定による工事の完了等の届出の受理のうち占用の許可又はこの号の四の措置の命令に係る届出の受理
- 六 烏獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- 第七条第四項の規定による狩猟免許
 - 第七条ノ四第二項の規定による狩猟免許の更新
 - 第八条ノ三の規定による狩猟者の登録（県内に住所を有する者に係る登録に限る。この号の四において同じ。）
 - 第八条ノ五の規定による狩猟者の登録の抹消

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

鳥取県告示第九百五十一号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）第一条の規定に基づき、鳥取県同和地区調査を次の要綱により行うので、同条の規定により告示する。

昭和五十四年十月三十一日

告 示

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 風 次

鳥取県同和地区調査要綱

一 調査の目的

この調査は、同和対策事業特別措置法（昭和四十四年法律第六十号）が昭和五十七年三月三十一日まで延長されかことにかんがみ、現時点において必要とする同和対策事業を的確には握し、今後の同和対策事業実施上の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査実施機関

鳥取県、関係市町村及び市町村教育委員会

三 調査対象

(一) 県下の同和地区及び同和地区的所在する市町村

(二) 県下の各市町村教育委員会並びに小学校、中学校及び高等学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校

四 調査項目

(一) 現行の国及び県の制度に基づく同和対策事業の昭和五十四年度以降の事業量及び事業費（昭和五十四年度分については実績見込み、利子補給等については昭和五十六年度以前の措置分を調査対象とする。）

(二) 今後の同和対策実施上参考とすべき事項

五 調査の実施期間等

(一) 調査現在日

昭和五十四年十一月一日

(二) 関係市町村並びに市町村教育委員会、県立学校及び私立高等学校の

調査期間

昭和五十四年十一月一日から同月三十日まで

(三) 県の調査及び集計期間

昭和五十四年十一月一日から昭和五十五年一月三十一日まで

六 調査票の提出

関係市町村並びに市町村教育委員会、県立学校及び私立高等学校は、調査票一部を県の事業主管課に昭和五十四年十二月八日までに提出するものとする。